

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	高度利用地区内に容積率、建ぺい率又は建築面積の定められた建築物への制限の許可	
根拠法令・条項	建築基準法第59条第1項第3号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該許可については、高度利用地区の都市計画決定の内容がそれぞれ異なり、また計画される建築物についても条件が異なることから、審査基準の設定は困難であり、法の規定以上の設定は、許可制度の趣旨を損なうおそれがあるので、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。